

第75期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月25日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所 神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号
シマブンコーポレーション
本社ビル4階 ホール

決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件



書面又はインターネット等による
議決権行使期限

2025年6月24日(火曜日)午後5時30分まで



パソコン・スマートフォン・タブレット

端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/2750/>



石光商事株式会社
S. ISHIMITSU & CO., LTD.



株主総会にご来場の株主様へのお土産は配布ございません。
体調がすぐれない場合には、ご無理なさらず来場をお控え
いただき、郵送又は電磁的方法にて議決権の事前行使をご
検討ください。何卒ご理解くださいますようお願い申しあ
げます。

証券コード: 2750

経営理念

ともに考え ともに働き ともに栄えよう

私たち石光商事グループは
社会に必要とされ続ける企業、
社会から愛され続ける企業を目指します。
日本で、そして世界で、
私たちは食の幸せに貢献します。

目 次

● 第75期定時株主総会招集ご通知	2	● 事業報告	16
● 株主総会参考書類	8	● 連結計算書類	33
第1号議案 取締役7名選任の件	8	● 計算書類	35
第2号議案 監査役1名選任の件	14	● 監査報告書	37
		● 株主メモ	42
		● 中期経営計画 SHINE 2027について	43

株 主 各 位

証券コード 2750

2025年6月3日

神戸市灘区岩屋南町4番40号

石 光 商 事 株 式 会 社

代表取締役社長 荒川 正臣

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第75期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ishimitsu.co.jp/ir/library/other/>



また、上記のほかインターネット上の東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

以下のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（4～5頁）に従いまして、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時 2025年6月25日（水曜日） 午前10時

② 場 所 神戸市灘区岩屋中町 4 丁目 2 番 7 号
シマブンコーポレーション本社ビル 4 階 ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

③ 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第75期連結計算書類監査結
果報告の件

決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ・ノーネクタイ）にて実施させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装でご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ インターネットによるライブ配信をご視聴の場合は、本招集ご通知の4～5頁の記載方法に従って、お早めに議決権の行使をお願いいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.ishimitsu.co.jp/ir/library/other/>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

日 時 2025年 6 月 25 日(水曜日) 午前10時

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2025年 6 月 24 日(火曜日) 午後5時30分到着分 まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2025年 6 月 24 日(火曜日) 午後5時30分入力分 まで

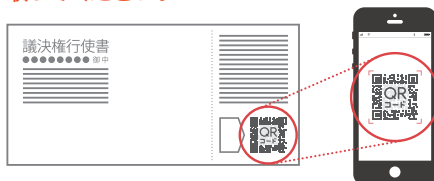
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

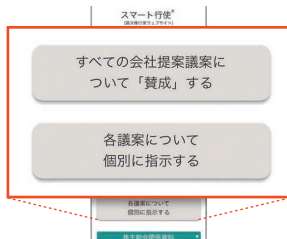
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

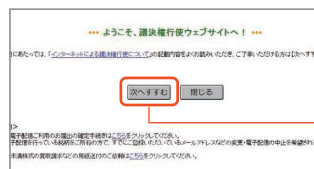
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

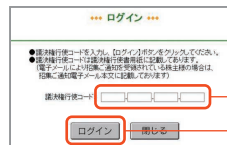
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

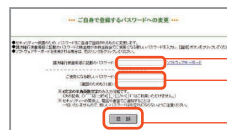
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

インターネットによるライブ配信のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、以下のようにインターネットによるライブ配信を実施するとともに、株主のみなさまからの事前質問を承っております。併せてご利用ください。なお、ご視聴は株主様ご本人のみとし、同じIDでの同時ログインはできませんので、あらかじめご了承ください。

ライブ配信をご視聴される株主様は、会社法上の出席に該当せず、当日の議決権行使や質問はできません。あらかじめ、書面又はインターネットの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

配信日時

2025年 6 月 25 日 (水曜日) 午前10時 から

※開会前の午前9時30分から接続可能となります。

視聴方法

【1】パソコン、タブレット端末、スマートフォン等により、下記の URL または QR コードを使用し、「株主総会ライブ配信サイト」にアクセスしてください。

<https://2750.ksoukai.jp>



【2】ID 及びパスワードを入力する画面が表示されます。

ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の数字）
パスワード 郵便番号（議決権行使書用紙に記載の7桁の数字）
【ご参考】議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置

【3】以降は画面の指示に従って操作し、ご視聴ください。

お問い合わせ先

ライブ配信又はログインに関するお問い合わせは、議決権行使書をお手元にご準備の上、下記にお問い合わせください。なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ・株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

三井住友信託
バーチャル株主総会
サポート専用ダイヤル



0120-782-041

(受付時間午前9時～午後5時 土日休日を除く。)

ご視聴に関する留意事項

- ・やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことがなくなる可能性があります。その場合は、当社ウェブサイト（<https://www.ishimitsu.co.jp/>）にてお知らせいたします。
 - ・ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
 - ・インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
 - ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
 - ・本ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- **株主総会へご出席される株主様へのご案内**
ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、会場後方からとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。

事前質問のご案内

事前に質問をする場合

受付期間

2025年6月5日（木曜日）から
2025年6月13日（金曜日）まで



専用ウェブサイト

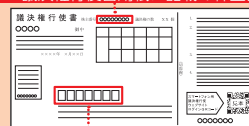
<https://2750.ksoukai.jp>



ご利用方法

- 1 ログイン画面に
下記 ID・パスワードを入力し、
「ログイン」ボタンをクリック。

ID：議決権行使書紙に記載の株主番号



パスワード：議決権行使書紙に記載の
郵便番号

- 2 「事前質問を行う」
ボタンをクリックし、
ご質問をご入力ください。



ログインに係るお問い合わせ先

0120 - 782 - 041

[受付時間 午前9時～午後5時]
※土日休日を除く

指定の専用ウェブサイトより、本株主総会の報告事項及び決議事項に関して、事前にご質問いただけます。

事前ご質問に関する留意事項

- ・ご質問は、株主様お一人につき1問までとさせていただきます。
- ・ご質問フォームには、300文字の入力制限がございます。
- ・事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるご質問につきまして、本定時株主総会当日に回答させていただく予定です。
- ・全てのご質問に対して回答するものはございません。また、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 7 名選任の件

取締役全員（6 名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、
取締役 7 名の選任をお願いいたしたく存じます。
取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号		氏 名	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	再任	あら かわ ま さ お み 荒 川 正 臣	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任	い し わ き と も ひ ろ 石 脇 智 広	取締役 サステナビリティ推進室長 経営戦略室長	100% (14回/14回)
3	再任	お く の ひ ろ つ ぐ 奥 野 裕 二	取締役 管理部長	100% (10回/10回) ※
4	新任	は や さ か 早 坂 めぐみ	経営役 BX推進本部長 東京支店長	—
5	新任	て ら お か や す お 寺 岡 康 夫		—
6	再任	も も せ の り こ 百 瀬 則 子	取締役	100% (14回/14回)
7	再任	お ざ わ ま こ と 小 澤 真	取締役	100% (14回/14回)

※印は、2024年6月26日就任以降開催の取締役会への出席状況であります。

1

あらかわ まさおみ 荒川 正臣

(1975年11月27日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 当社入社
2017年4月 当社コーヒー・飲料部門 コーヒー生豆カテゴリーマネージャー
2019年4月 当社コーヒー・飲料副部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー
2020年4月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー
2020年7月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー兼東京支店長
2021年4月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
2022年6月 当社取締役 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
2024年4月 当社取締役 東京支店長
2025年4月 当社代表取締役社長（現任）

● 重要な兼職の状況

石光商貿（上海）有限公司董事長

● 取締役候補者とした理由

荒川正臣氏は、入社から一貫してコーヒー・飲料事業に従事し、コーヒー業界における豊富な知識と経験を有しております。2020年に経営役コーヒー・飲料部門長として業務執行に携り、2022年から当社取締役として企業経営に参画。2024年より全営業部を管掌し、中期経営計画の達成に向けた営業施策の推進に取り組んでおります。

2025年4月より代表取締役社長に就任し、中期経営計画「SHINE2027」を推進し、更なる企業価値向上に取り組んでおります。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としていたしました。

再 任

所有する
当社株式の数

12,549株

2

いしわき ともひろ 石脇 智広

(1969年12月23日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 関西アライドコーヒーロースターズ(株)入社
2001年3月 当社入社 研究開発室長
2012年6月 当社執行役員 研究開発室長
2014年6月 当社取締役 執行役員 研究開発室長
2015年4月 当社取締役 執行役員 コーヒー・飲料部門長兼研究開発室長
2016年6月 当社代表取締役社長執行役員研究開発室長
2019年4月 当社代表取締役社長
2025年4月 当社取締役
サステナビリティ推進室長兼経営戦略室長(現任)

● 取締役候補者とした理由

石脇智広氏は、研究開発・品質保証に関する豊富な知識と経験を有し、様々な分野からコーヒー文化の普及に尽力しております。2012年に執行役員として業務執行に携わり、2014年から取締役として企業経営に参画。2016年に代表取締役就任とともに、「世界の食の幸せに貢献する」を理念とする中期経営計画を立案し、優れたリーダーシップで持続的な成長、社会的価値と企業価値の両立に努めております。

また、2025年4月からサステナビリティ推進室長として、更なる社会的価値の向上に取り組んでおります。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としていたしました。

再 任

所有する
当社株式の数

35,806株

3

おくの ひろつぐ
奥野 裕二

(1963年1月18日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 シャープ株式会社入社
2021年2月 当社入社
2021年4月 当社管理部門長補佐兼コーポレートチームリーダー
2022年4月 当社管理部門長
2023年4月 当社経営役 管理部門長
2024年4月 当社経営役 管理部長
2024年6月 当社取締役 管理部長(現任)

● 取締役候補者とした理由

奥野裕二氏は、事業会社の営業本部における長年の営業企画経験を有し、また、機能部門におけるリスクマネジメントと内部統制の全社対応、並びに内部監査に関する深い見識も有しております。2023年からは経営役として業務執行に参画。

2024年6月より当社取締役管理部長として当社の企業経営に参画。人財価値・企業価値向上とコーポレート・ガバナンス体制強化に取り組んでおります。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

再任

所有する
当社株式の数

4,300株

4

はやさか
早坂 めぐみ

(1967年10月17日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 キリンビール(株)入社
2020年7月 (株)コーチ・エィ入社
2022年3月 同社エグゼクティブコーチ
2023年9月 同社プリンシパル エグゼクティブコーチ
2024年10月 当社入社 社長付 エグゼクティブフェロー
(風土改革推進担当)
2025年4月 当社経営役 BX推進本部長兼東京支店長(現任)

● 取締役候補者とした理由

早坂めぐみ氏は、事業会社においての組織風土改革・組織開発の経験や営業経験を有し、また、経営層向けにコーチングを用いたエグゼクティブコーチとしての豊富な経験も有しております。

2025年4月からは経営役として業務執行に参画しているとともに、BXの推進・エンゲージメント向上への貢献を期待しております。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。

新任

所有する
当社株式の数

一株

5

寺岡 康夫

(1960年7月6日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)SBI新生銀行)入行
 2000年10月 大同生命保険相互会社(現大同生命保険(株))入社
 2013年4月 同社執行役員
 2015年4月 (株)T&Dホールディングス執行役員
 2018年6月 同社常勤監査役
 2020年6月 同社取締役
 2023年3月 東京アライドコーヒーロースターズ(株)
 (現アライドコーヒーロースターズ(株))
 取締役(現任)

● 取締役候補者とした理由

寺岡康夫氏は、事業会社において資産運用・事業投資等の業務経験を有し、また、財務・会計に関する深い見識と、常勤監査役としての監査職務経験も有しております。

2023年からは、グループ会社である現アライドコーヒーロースターズ(株)の取締役として企業経営に参画し、財務基盤の健全化・強化に取り組んでおります。当社においても更なる企業価値向上への貢献を期待しております。

これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者といたしました。

新 任

所有する
当社株式の数

4,600株

6

百瀬 則子

(1956年12月15日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年3月 ユニー(株)入社
 2003年2月 同社環境部長
 2013年2月 ユニーグループ・ホールディングス(株)
 (現 (株)ファミリーマート)
 業務本部グループ環境社会貢献部長
 2014年5月 同社執行役員 グループ業務本部グループ環境社会貢献部長
 2017年9月 ユニー・ファミリーマートホールディングス(株) (現 (株)ファミリーマート)
 執行役員 総務人事本部CSR・コンプライアンス部長
 2020年4月 ワタミ(株)執行役員 SDGs推進本部長
 (現任)
 2022年6月 当社取締役 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

百瀬則子氏は流通業において、食品・容器包装リサイクルの取り組みを行ってきました。2022年に取締役に就任してからは、高い知見をもとに業務執行に対する監督などの役割を果たしていただいています。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待しており、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

● 独立性について

百瀬則子氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

再 任

社 外 取 締 役

独 立 役 員

所有する
当社株式の数

一株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 味の素(株)入社
 2011年4月 ヤマキ(株)執行役員 家庭用事業部長
 2013年6月 同社取締役上席執行役員 家庭用事業部長
 2015年7月 同社取締役常務執行役員
 2022年7月 同社顧問
 2023年6月 当社取締役 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小澤真氏は、食品業界において長年メーカーとして活躍しており、広報・広告についても幅広い知見・経験を有しております。2023年に取締役に就任してからは、高い知見をもとに業務執行に対する監督などの役割を果たしていただいております。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待しており、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

● 独立性について

小澤真氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

再 任

社 外 取 締 役

独 立 役 員

所有する
当社株式の数

一 株

取締役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する最低限度額であります。社外取締役候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の就任又は再任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、候補者の任期中である2025年7月1日に当該保険契約を更新する予定にしております。

当社取締役を求める専門性及び経験

候補 番号	氏名	会社経営・ 事業戦略	営業・ マーケティング	HR・労務	財務・会計	法務・内部統制・ リスクマネジメント	国際性・多様性	ESG・サステナビリティ ・CSV	科学技術・IT
1	荒川 正臣	●	●				●	●	
2	石脇 智広	●		●				●	●
3	奥野 裕二		●	●		●			
4	早坂 めぐみ		●	●			●		●
5	寺岡 康夫	●			●	●			
6	百瀬 則子		●			●		●	
7	小澤 真	●	●					●	

* 上記一覧表は各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役藤井啓吾氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

こじま みなこ
小島 美奈子 (1965年5月22日生)

● 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年4月 (株)日本長期信用銀行 (現(株)SBI新生銀行) 入行
2008年2月 (株)ゆうちょ銀行入行
2012年4月 公益社団法人日本監査役協会入職
2016年2月 同協会専務付 特命担当副部長 (現任)

● 社外監査役候補者とした理由

小島美奈子氏は、金融機関における経験に基づき、財務・会計に関する知見を有しているほか、金融機関及び公益社団法人日本監査役協会における経験に基づき、会社法を中心とする法務、内部統制システム、リスクマネジメントを含め、監査役監査についての幅広い知見を有しております。これらのことから、当社の監査役に相応しい経験と能力を有していると判断し、社外監査役候補者としております。

● 独立性について

小島美奈子氏は、社外監査役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の就任が承認される場合、独立役員とする予定であります。

新任

社外監査役

独立役員

所有する
当社株式の数

一株

監査役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する最低限度額であります。監査役の就任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。
3. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の就任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、候補者の任期中である2025年7月1日に当該保険契約を更新する予定にしております。

ご参考

当社の「社外役員の独立性判断基準」

当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）に独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行者等ではないこと。
2. 当社の主要株主又はその業務執行者等ではないこと。
3. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等ではないこと。
4. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等ではないこと。
5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者等ではないこと。
6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの業務執行者等ではないこと。
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者ではないこと。
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等（法人・組合等の団体の場合はその団体に所属する者）ではないこと。
9. 現在及び過去3年間に於いて、上記2～8に掲げる者ではないこと。
10. 上記1～9に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族ではないこと。
11. 当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。
12. 当社の社外役員として、通算の在任期間が8年を超えないこと又は通算の在任期間が8年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。

-
- (注) 1. 「当社グループ」とは、当社及び当社の関係会社をいう。
2. 「業務執行者等」とは、取締役・監査役（社外役員除く）、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人。
3. 「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
4. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における（連結）売上高2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
5. 「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループの直近事業年度における（連結）売上高2%以上を当社グループに対して支払いを行っている者をいう。
6. 「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
7. 「多額の金銭」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上又は団体の場合は過去3事業年度の平均で、その団体の（連結）売上高の2%以上をいう。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、一部に足踏みが見られたものの、景気は緩やかに回復しております。しかしながら、2025年1月に発足した米国の新政権の政策による影響や物価の継続的な上昇による消費マインドの低下により景気を下押しするリスクも見られております。

海外に関しては、米国では景気の拡大が続いておりますが、諸外国に対する関税引き上げ等による景気を下押しするリスクをかかえております。

中国に関しては、各種政策の効果もあって景気は一時的に持ち直しているものの、米国による関税政策の影響もあり先行き不透明な状況となっております。

当社グループの主力マーケットである食品業界におきましては、幅広い食品における値上げの影響から消費者の節約志向が強まっており、厳しい経営環境が続いておりますが、外食産業においては引き続きインバウンド需要等に支えられ、売上は昨年に比べて増加しております。

当社グループの業績に影響を与える為替相場におきましては、期初1ドルあたり151円台で始まり、年度を通じ日米金利差や米国の大統領選挙、新政権の政策をめぐっての思惑から大きく上下しましたが、最初はドル高円安傾向が強まり一時161円台まで円安が進みました。その後反転し、9月には140円台まで円高が進みましたが、そこから再びドル高円安傾向が強まり150円台のレンジで推移し、3月末では149円台となりました。

コーヒー業界におきましては、コーヒー相場は期初1ポンド当たり191.80セントからスタートし、投機筋主導の強含み基調の中、4月に240セントをつけ、その後修正により190セント台に落ち着く場面もありました。しかしながら、ブラジルの天候懸念やベトナムを主要産地とするロブスタ種の需給逼迫もあり徐々に上昇しました。年末にかけてはブラジルアラビカ種の収穫量落ち込みの懸念が浮上したことを受け12月初旬には334.5セントと歴史的な水準を記録し、さらに2025年2月には過去最高値の425.1セントまで上昇しました。その後は、売り圧力が強まり3月末時点では379.75セントまで下落しました。

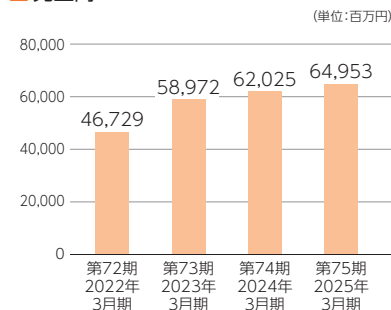
このような状況の中、当社グループは、2022年度からスタートさせた中期経営計画「SHINE2024」が当連結会計年度で最終年度となりますが、当初掲げた数値目標の達成だけでなく、次期中期経営計画とのつながりも意識して、GHG（温室効果ガス）を削減しながら、社会課題解決型商品の開発及び高利益率商品へのシフトに積極的に取り組み、事業の持続的成長を目指しております。

当連結会計年度においては、新規開拓や値上げの浸透により売上高は概ね順調に推移しておりますが、利益につきましては原料価格の著しい変動を受け商売が低迷するお客様層もあり、そうしたところでは原料価格アップを直に転嫁することが難しく、また一部の海外子会社・関連会社で経済の停滞に伴う価格競争の影響等により収益環境が悪化し、営業利益以下において前年同期比で減益を余儀なくされました。

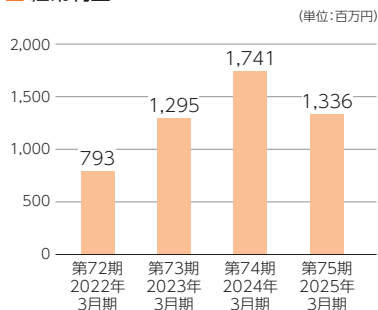
一方、経営資源の有効活用及び経営体制の強化等を通じ、当社グループの収益基盤の強化を図ることを目的に、連結子会社である東京アライドコーヒーロースターズ株式会社と関西アライドコーヒーロースターズ株式会社の合併を2024年10月1日付けで行い、名称をアライドコーヒーロースターズ株式会社といたしました。これを機に当社グループは更なる企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度においては、売上高は64,953百万円（前年同期比4.7%増加）、売上総利益は8,453百万円（前年同期比3.3%増加）、営業利益は1,557百万円（前年同期比5.9%減少）、経常利益は1,336百万円（前年同期比23.2%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は888百万円（前年同期比15.4%減少）となりました。

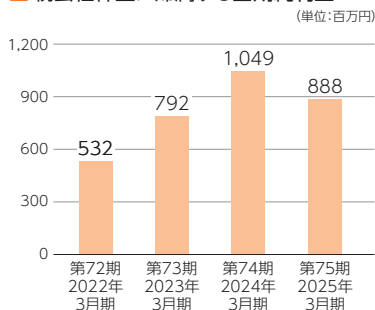
■ 売上高



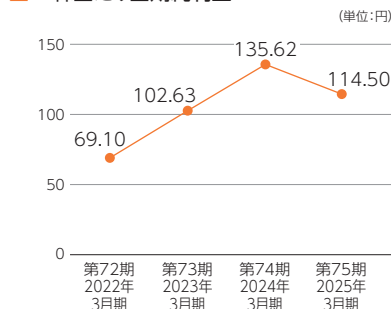
■ 経常利益



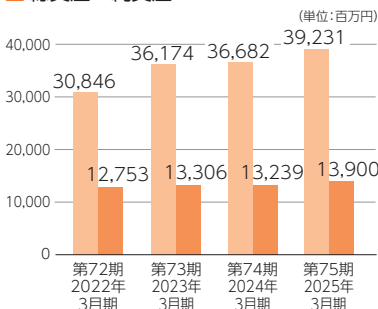
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



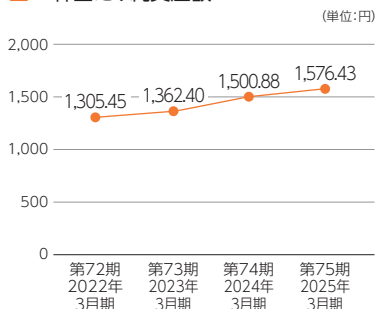
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産 / 純資産



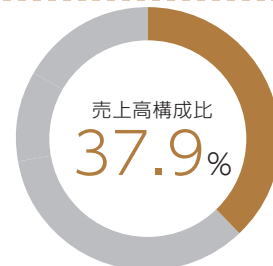
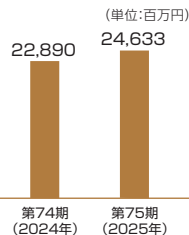
■ 1株当たり純資産額



コーヒー・飲料事業

売上高

246億3千3百万円



● コーヒー飲料原料

コーヒー生豆は、これまでのコーヒー相場の高騰及び円安傾向により販売価格は上昇しておりますが、著しい価格競争を避けていること、海外顧客に関し市場の停滞による販売数量の減少、一部顧客の売上計上方法の変更により売上高が減少いたしました。

飲料原料は、飲料メーカー向けの販売が好調だったことに加え、円安傾向により販売価格が上昇したことで売上高が増加いたしました。

その結果、コーヒー飲料原料の売上高は前年同期比4.0%減少いたしました。

● コーヒー飲料製品

家庭用製品の新規開拓の成果、並びに近年のコーヒー相場の高騰に伴う原料調達コスト上昇を踏まえた販売価格の改定を進めていることから、売上高は増加いたしました。

その結果、コーヒー飲料製品の売上高は前年同期比15.1%増加いたしました。

これらの理由により、コーヒー・飲料事業の売上高は24,633百万円と前年同期比7.6%の増加となり、売上総利益は3,497百万円と前年同期比1.3%の増加となりました。



株主優待に使用している紅茶葉の茶園

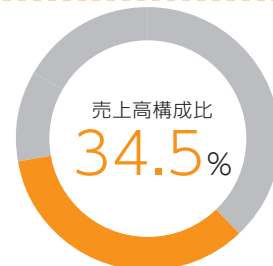
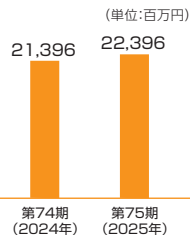


GHG 削減に向けた取組/
緑肥試験エリアの視察

食品事業

売上高

223億9千6百万円



◎ 加工食品

ドライ商品は量販グロサリー向け野菜缶詰・パック、製造メーカー向け原料、産業給食、老健向けへのフルーツ缶詰等の販売が増加し、各商品群の価格改定も進み、売上高は前年同期比7.4%増加いたしました。

フローズン商品は中国産ポテトの販売減少の影響により、売上高は前年同期比7.7%減少いたしました。

メーカー商品は、新規開拓が進みましたが、顧客の商流変更の影響もあり、売上高は前年同期比5.2%減少いたしました。

その結果、加工食品全体の売上高は前年同期比0.3%の微減となりました。

◎ 水産

主力のエビ関連は、伸ばしエビ、寿司エビについて値上げ以降販売が伸び悩んだものの、エビフライ等が伸長したため売上高を確保いたしました。イカ関連は、引き続き工場原料向けの販売好調により、売上高が増加いたしました。水産調理冷蔵関連は、中食業態へのアジフライ等の出荷が順調に推移したことにより、売上高が増加いたしました。タコ関連は、他社と比較して供給体制が整ったことで売上高が増加いたしました。

その結果、水産の売上高は前年同期比3.5%増加いたしました。



環境に配慮した養殖方法で育てたエビ

◎ 調理冷蔵食

タイ産の中食業態向けの骨無しフライドチキン、ロースト製品の販売量が増加したことにより売上高が増加いたしました。また中国産の外食業態向けは、インバウンドの影響によりビジネスホテルなどで使用する価格訴求品の引き合いが強く、鶏もも肉唐揚げなどを中心に売上高が増加いたしました。

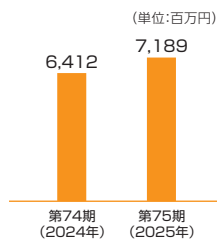
その結果、調理冷蔵食の売上高は前年同期比15.5%増加いたしました。

これらの理由により食品事業の売上高は22,396百万円と前年同期比4.7%の増加となり、売上総利益は3,026百万円と前年同期比5.0%の増加となりました。

農産事業

売上高

71億8千9百万円



● 農産

生鮮野菜では、中国産牛蒡の相場高が続いたため、販売単価が上昇し、売上高は増加いたしました。また国産葉物野菜の不作による高騰が続き、中国産葉物野菜の販売が増加いたしました。

農産加工品では、主要商品である筍・蓮根の相場が安定したことに加え、新規開拓の成果により生姜加工品の販売が伸長したため、売上高が増加いたしました。

その結果、農産事業の売上高は7,189百万円と前年同期比12.1%の増加となり、売上総利益は826百万円と前年同期比20.8%の増加となりました。

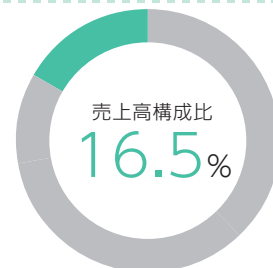
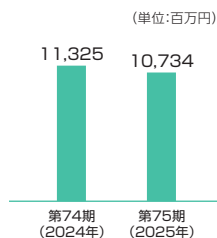


野菜残渣を堆肥に混ぜて、玉葱を栽培する様子

海外事業

売上高

107億3千4百万円



輸出事業に関して、英国及びEUにおける日本食市場の伸長により、売上高の増加に繋げることができました。また、米国向け輸出においては、当社が注力している小売製品の消費が拡大し、売上高が順調に推移いたしました。また、台湾顧客向けPB製品については、コンビニエンスストアや量販店等への販路拡大が売上高の増加を後押ししております。

海外現地法人に関して、特に中国の現地法人が、国内の経済不況・競争激化の影響により売上高が減少いたしました。

その結果、海外事業の売上高は10,734百万円と前年同期比5.2%の減少となり、売上総利益は1,102百万円と前年同期比5.2%の減少となりました。



台湾顧客向けPB 製品（お酒）

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

連結会計年度中において継続中の主要な設備の新設

2022年3月期より計画中であったアライドコーヒーロースターズ(株)（連結子会社）の新工場建設について、当初投資金額2,200百万円を見込んでおりましたが、設備スペック及び工事計画の見直し、さらに建築資材の高騰の影響等により、投資額は4,800百万円としております。なお、今回の投資は、経済産業省の「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金事業（2次公募）」の対象事業に採択及び交付決定通知を受領しており、約1,500百万円の補助金が交付される予定となっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況に関しましては特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	当連結会計年度 2025年3月期
売上高（百万円）	46,729	58,972	62,025	64,953
経常利益（百万円）	793	1,295	1,741	1,336
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	532	792	1,049	888
1株当たり当期純利益	69円10銭	102円63銭	135円62銭	114円50銭
総資産（百万円）	30,846	36,174	36,682	39,231
純資産（百万円）	12,753	13,306	13,239	13,900
1株当たり純資産額	1,305円45銭	1,362円40銭	1,500円88銭	1,576円43銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、ミッションとして「世界の食の幸せに貢献する」を掲げ、永く続く会社＝200年企業を目指しております。当社グループは2025年度から新たな中期経営計画「SHINE2027」（3ヶ年計画）をスタートさせ、「変革と実践」をテーマに、ROICをもとにした事業・商品の見直しと今後の成長を見据えた必要投資、GHG（温室効果ガス）の削減と社会課題解決商品の開発等に重点を置いた事業拡大、社内体制強化に積極的に取り組んでおります。今後も引き続き事業の持続的成長を目指すため、以下を課題として挙げ、対処してまいります。

① ビジネスモデル変革

- ・ 高利益率商品へのシフト
- ・ 今後の成長に向けた必要投資（特にグループ会社）
- ・ グローバル展開の加速
- ・ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・ 社会課題解決型商品の拡大
- ・ GHG排出削減を踏まえた商品力強化

② 人財育成体制の再構築、エンゲージメント向上

- ・ 多様な人財の活躍による組織的人財力強化
- ・ 継続的な賃金ベースアップに向けた諸改革
- ・ 教育・研修費の適正化
- ・ 労働生産性の指標化
- ・ 企業風土の刷新…「一緒に、夢中に！」取り組む風土作り
- ・ DE&Iの促進…「女性管理職比率の向上」「障がい者雇用率の向上」「男女の賃金格差縮小」

③ グループ経営深掘

- ・ グループ全体でのシナジー効果追求、戦略人事推進によるグループ内の人財流動化促進
- ・ グループ全体でのインフラ統合と効率化の推進

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
ユーエスフーズ(株)	50百万円	100.0	コーヒー生豆の販売
石光商貿（上海）有限公司	千U.S.\$ 1,500	100.0	コーヒー及び食品の販売
THAI ISHIMITSU CO.,LTD. (注)	千BAHT4,000	49.0	コーヒー及び食品の販売
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited (注)	千INR64,000	50.0	紅茶製品の製造販売
アライドコーヒーロースターズ(株)	314百万円	73.5	コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコー ヒー・インスタントコーヒーの加工・販売

(注) 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは主な事業としてコーヒー及び食品の販売を行っており、その事業別の主要品目等は次のとおりであります。

事業別	主要品目等
コーヒー・飲料事業	コーヒー生豆、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー、紅茶等茶類、コーヒー関連器具・備品
食品事業	瓶・缶詰、小麦加工品、調味料、乳製品、油脂、酒類、素材加工品（水産・畜産・農産）、調理加工品
農産事業	生鮮野菜、野菜缶詰、塩蔵野菜、農産加工品
海外事業	上記品目

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

名称		所在地
当社	本社	兵庫県神戸市
	東京支店	東京都品川区
	福岡支店	福岡県福岡市
	名古屋支店	愛知県名古屋市
	札幌支店	北海道札幌市
ユーエスフーズ ^(株)	本社	東京都足立区
石光商貿（上海）有限公司	本社	中華人民共和国上海市
THAI ISHIMITSU CO., LTD.	本社	タイ王国バンコク市
アライドコーヒーロースターズ ^(株)	本社	東京都大田区
	横浜工場	神奈川県横浜市
	神戸工場	兵庫県神戸市
	大阪工場	大阪府大阪市
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited	本社	インド共和国コルカタ市
Atariya-Ishimitsu UK Limited	本社	英 国 ロ ン ド ン 市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比 増減数
493名 (123名)	11名増 (8名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は
() 内に平均人員を外書で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
^(株) 三井住友銀行	5,502百万円
^(株) 三菱UFJ銀行	2,070百万円
^(株) みなと銀行	1,272百万円
^(株) りそな銀行	1,072百万円

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 22,400,000株

(2) 発行済株式の総数 8,000,000株
(自己株式240,422株含む)

(3) 株主数 5,270名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
マリンフード(株)	472 千株	6.1 %
石光商事従業員持株会	369	4.8
(株)三井住友銀行	252	3.3
石光輝男	238	3.1
駒澤孝江	216	2.8
日米珈琲(株)	204	2.6
(株)トーホー	200	2.6
(株)みなと銀行	194	2.5
丸紅(株)	192	2.5
石光輝信	179	2.3

(注) 1. 当社は自己株式を240,422株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（240,422株）を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	15,281株	5 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 脇 智 広	
取締役副社長	中 埜 晶 夫	
取締役	荒 川 正 臣	石光商貿（上海）有限公司董事長
取締役	奥 野 裕 二	管理部長
取締役	百 瀬 則 子	
取締役	小 澤 真	
常勤監査役	吉 川 宗 利	
監査役	藤 井 啓 吾	
監査役	板 垣 克 己	

- (注) 1. 取締役 百瀬則子氏及び小澤真氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤井啓吾氏及び板垣克己氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 吉川宗利氏は、当社の経営全般にわたる豊富な経験と、財務・会計に対する幅広い知見を有しており、監査役 藤井啓吾氏は、教職に通じ会社関連の法務に通暁しているのみならず、金融機関における豊富な知見を有しており、監査役 板垣克己氏は、わが国を代表する化学メーカー及びそのグループ会社にて長く財務・会計等の管理業務を経験し、また海外含めグループ会社のCFO、監査役にも携わり、豊富な知見を有しております。3名ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、百瀬則子氏、小澤真氏、藤井啓吾氏及び板垣克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 新任 2024年6月26日開催の第74期定時株主総会において、奥野裕二氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- ② 退任 2024年6月26日開催の第74期定時株主総会の終結の時をもって、取締役小野智昭氏、取締役本間孝三氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役・監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	百瀬 則子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、CSV、ESGへの取り組みに関する豊富な経験と知識から、SDGsの観点で適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から経営について高度な助言及び監督に努めております。
取締役	小澤 真	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、食品業界で長年培ったマーケティング、広報・広告に関する豊富な経験と知識から、適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から経営について高度な助言及び監督に努めております。
監査役	藤井 啓吾	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	板垣 克己	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を5回行っております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は当社の取締役の報酬を、企業としての社会的責任を果たしつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、社会等における様々なバランスを考慮し、また人材確保の視点で競争力を保ち、各職責を踏まえた適正な水準とすることです。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての金銭報酬及び同株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

取締役の基本報酬・業績連動報酬を含めた種類別の報酬額・報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、社外取締役を主要メンバーとする報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会に答申するものとしています。

報酬の種類ごとに、基本報酬については、月例の固定報酬とし、職務内容・責任、世間水準及び従業員との整合性を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、報酬諮問委員会が個別の基本報酬についてチェックを行い、取締役会で決定されます。業績連動報酬等については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、定量目標及び定性目標の達成度を反映させて算出した報酬とし、毎年、一定の時期に支給します。業績連動報酬等の内一定割合を金銭報酬、残りを取締役退任時までの譲渡制限付株式、すなわち非金銭報酬としています。業績連動報酬等の評価のための各目標項目の達成及び実績度合の評定の目安は報酬諮問委員会から示されます。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の基本報酬の額は、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。

当社監査役の基本報酬の額は、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を、過半数の委員が社外取締役で構成される報酬諮問委員会がチェックを行った上で取締役会に諮り、報酬案に対する全出席役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬別の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等	
取締役	106,439	84,000	7,405	15,034	8
(うち社外取締役)	(9,600)	(9,600)	(一)	(一)	(2)
監査役	19,800	19,800	—	—	3
(うち社外監査役)	(8,400)	(8,400)			(2)

(注) 1. 上記報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2024年6月26日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいるためであります。

- ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役(社外取締役は除く)に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額(又は数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、業績との連動性を明確にし、取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から、各事業年度の連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績を指標としており、各取締役の役割、貢献度等を総合的に判断し、報酬諮問委員会において検討し取締役会において決定しております。

当事業年度を含む業績指標の推移は1.(4)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主のみなさまと一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対して普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。

当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付として、譲渡制限解除は取締役退任時を原則とします。

また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、基本報酬を含めて年額250百万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年35,000株以内とします。なお、その交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にこれらの合計額を記載しております。
3. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として 5,000 千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する適切な利益還元を最重要課題の一つとして位置づけ、業績に応じ、かつ安定した配当を行うことを基本方針とし、以下の3点を目標に掲げております。

- (1) 実質的な収益力反映と平準化により調整したEPSに対する連結配当性向の目標を25%程度とすること
- (2) 株主目線に立ち、中期経営計画に基づきPBRの漸次引上げを図るよう、時価ベースのDOEと簿価ベースのDOEの両方について十分に目配りすること
- (3) 今後の投資計画を見据え、内部留保の拡充・有効活用による企業競争力の強化、株主価値の向上との適切なバランスを考慮すること

2025年5月23日開催の取締役会において、第75期の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただくことを決議いたしました。

当期の1株当たり配当額	金30円
配当総額	232,787,340円
効力発生日	2025年6月4日

なお、2026年3月期の期末配当より連結配当性向の目標を30%程度にすることと変更しております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	29,996,945
現金及び預金	4,149,631
受取手形及び売掛金	13,428,924
商品及び製品	6,479,466
未着商品	3,096,598
仕掛品	77,565
原材料及び貯蔵品	2,010,692
その他	755,575
貸倒引当金	△1,508
固定資産	9,232,834
有形固定資産	7,171,325
建物及び構築物	1,471,458
機械装置及び運搬具	919,151
土地	3,156,471
リース資産	494,841
その他	1,129,402
無形固定資産	285,259
リース資産	139,630
その他	145,628
投資その他の資産	1,776,249
投資有価証券	1,241,387
繰延税金資産	123,419
その他	441,077
貸倒引当金	△29,635
繰延資産	1,383
社債発行費	1,383
資産合計	39,231,163

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	21,285,154
支払手形及び買掛金	9,312,967
短期借入金	7,527,416
1年内償還予定の社債	56,000
1年内返済予定の長期借入金	1,364,806
リース債務	209,820
未払金	1,626,284
未払法人税等	294,345
未払消費税等	11,506
契約負債	174,534
賞与引当金	339,506
役員賞与引当金	31,600
その他	336,365
固定負債	4,045,042
社債	36,000
長期借入金	2,641,150
リース債務	539,592
繰延税金負債	210,400
退職給付に係る負債	374,611
長期末払金	67,909
資産除去債務	130,608
その他	44,769
負債合計	25,330,197
純資産の部	
株主資本	11,891,303
資本金	623,200
資本剰余金	903,702
利益剰余金	10,452,985
自己株式	△88,584
その他の包括利益累計額	341,120
その他有価証券評価差額金	223,085
繰延ヘッジ損益	△46,264
為替換算調整勘定	164,299
非支配株主持分	1,668,543
純資産合計	13,900,966
負債純資産合計	39,231,163

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		64,953,996
売上原価		56,500,557
売上総利益		8,453,438
販売費及び一般管理費		6,895,979
営業利益		1,557,458
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,910	
受取賃貸料	21,240	
社宅使用料	20,105	
為替差益	5,991	
経営指導料	19,843	
その他	47,899	137,991
営業外費用		
支払利息	127,106	
持分法による投資損失	130,202	
デリバティブ評価損	77,989	
その他	23,321	358,620
経常利益		1,336,829
特別利益		
固定資産売却益	204	
投資有価証券売却益	18,057	
受取保険金	35,065	
退職給付引当金戻入額	39,634	
補助金収入	31,329	124,291
特別損失		
固定資産除却損	4,901	
関係会社清算損	14,119	
システム障害対応費用	27,626	
減損損失	16,482	63,129
税金等調整前当期純利益		1,397,991
法人税、住民税及び事業税	533,599	
法人税等調整額	△134,450	399,149
当期純利益		998,842
非支配株主に帰属する当期純利益		110,734
親会社株主に帰属する当期純利益		888,108

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	21,659,145
現金及び預金	2,322,082
受取手形	208,243
売掛金	8,818,691
商品	4,952,910
未着商品	3,088,846
前払費用	69,975
短期貸付金	1,871,529
未収入金	220,912
その他	107,757
貸倒引当金	△1,805
固定資産	5,047,459
有形固定資産	2,688,915
建物	799,156
構築物	19,988
機械及び装置	141
工具器具備品	4,379
土地	1,800,795
リース資産	64,453
無形固定資産	164,815
商標権	3,800
ソフトウェア	15,163
リース資産	139,630
その他	6,220
投資その他の資産	2,193,728
投資有価証券	376,372
関係会社株式	1,515,110
出資金	36,376
関係会社出資金	37,860
破産更生債権等	298,309
長期前払費用	10,196
敷金保証金	175,839
その他	26,900
貸倒引当金	△283,237
繰延資産	1,383
社債発行費	1,383
資産合計	26,707,987

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	15,910,633
支払手形	13,008
買掛金	5,017,151
短期借入金	7,330,000
1年内償還予定の社債	56,000
1年内返済予定の長期借入金	1,364,116
リース債務	89,812
未払金	1,287,828
未払費用	41,121
未払法人税等	143,249
契約負債	23,036
関係会社預り金	225,123
預り金	15,873
前受収益	1,980
賞与引当金	204,640
役員賞与引当金	18,600
その他	79,092
固定負債	3,135,645
社債	36,000
長期借入金	2,639,692
リース債務	189,426
繰延税金負債	186,739
退職給付引当金	18,296
関係会社事業損失引当金	24,633
長期未払金	88
その他	40,769
負債合計	19,046,278
純資産の部	
株主資本	7,532,689
資本金	623,200
資本剰余金	375,935
資本準備金	357,000
その他資本剰余金	18,935
利益剰余金	6,622,138
利益準備金	84,700
その他利益剰余金	6,537,438
固定資産圧縮積立金	530,522
別途積立金	2,857,000
繰越利益剰余金	3,149,916
自己株式	△88,584
評価・換算差額等	129,018
その他有価証券評価差額金	172,045
繰延ヘッジ損益	△43,026
純資産合計	7,661,708
負債純資産合計	26,707,987

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		50,706,181
売上原価		44,691,439
売上総利益		6,014,741
販売費及び一般管理費		4,986,076
営業利益		1,028,665
営業外収益		
受取利息及び配当金	47,232	
受取賃貸料	101,148	
為替差益	8,409	
その他	70,904	227,694
営業外費用		
支払利息	97,618	
賃貸収入原価	36,970	
貸倒引当金繰入額	82,877	
その他	72,144	289,610
経常利益		966,749
特別利益		
投資有価証券売却益	18,057	
受取保険金	31,908	
関係会社清算益	9,274	59,239
特別損失		
固定資産除却損	1,094	
関係会社事業損失引当金繰入	24,633	
システム障害対応費用	26,449	
事業譲渡損	36,680	88,858
税引前当期純利益		937,130
法人税、住民税及び事業税	316,276	
法人税等調整額	13,504	329,780
当期純利益		607,350

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

石光商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千 原 徹 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 邊 徳 栄
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石光商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石光商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

石光商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千 原 徹 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 邊 徳 栄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石光商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

石光商事株式会社監査役会

2025年5月23日

常 勤 監 査 役 吉 川 宗 利 ㊞
監 査 役 藤 井 啓 吾 ㊞
監 査 役 板 垣 克 己 ㊞

(注) 監査役藤井啓吾及び監査役板垣克己は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

メ毛欄

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日	郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
期末配当金受領株主確定日	3月31日	電話照会先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031(フリーダイヤル) 受付時間9:00～17:00(土日祝日および12/31～1/3を除く)
中間配当金受領株主確定日 (剰余金の配当をする場合)	9月30日	上場証券取引所	東京証券取引所(スタンダード)
定時株主総会	毎年6月	公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL https://www.ishimitsu.co.jp/ir/koukoku/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社		
株主名簿管理 人事取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部		

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。株主名簿管理人（三井住友信託銀行）ではお取扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、上記特別口座の口座管理機関（三井住友信託銀行）にお問合せください。
3. 未受領の配当金につきましては、三井住友信託銀行本店でお支払いいたします。

テーマ「変革と実践」

強固な収益基盤の構築
環境・社会の課題解決に貢献する事業の育成



組織力UP
「一緒に、夢中に！」



ビジネスの発展と変革を支える
経営基盤づくり



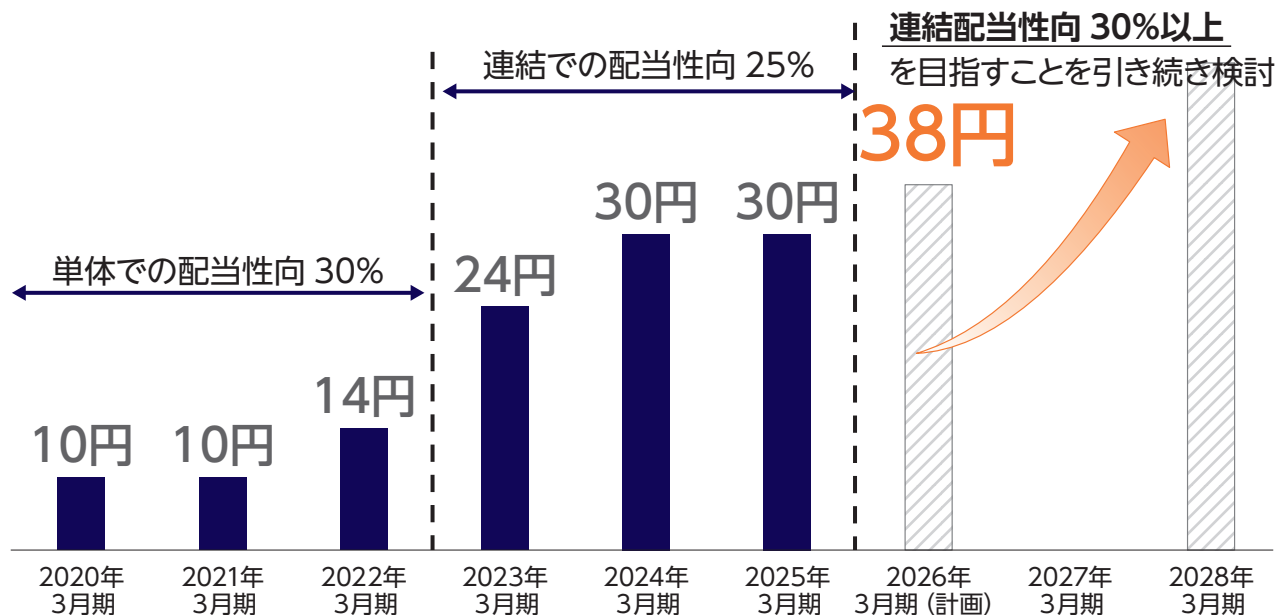
～ Progress of the Medium-Term Plan～

FY2027 の計画

売 上 高	740億	ROE	8～9%
営 業 利 益	22億50百万円	ROIC	4～5%
親会社株主に帰属 する当期純利益	12億70百万円	PBR	1.0倍以上

1 株当たり配当金の推移 2026年3月期より配当性向見直し

連結配当性向30%を目安に**安定かつ持続的**な配当を行う





完成イメージ図

投資予定額 48億円(うち補助金約15億円*)

*実際の補助金の交付額については、変動する可能性あり

- ・補助金の内容
「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金事業」(経済産業省)
- ・対象経費
建物、設備、機械装置(製造ライン)等
- ・補助率
対象経費の1/3

所在地：兵庫県小野市

敷地面積：約20,000m³

建屋面積：約2,800m³

生産能力：年間8,100tのコーヒー生豆焙煎可能

<小野工場建設の狙い>

- ・収益性が高く環境に配慮した商品の供給を実現
- ・関西の基幹工場とすることにより事業規模拡大
- ・脱炭素に向けたグリーン焙煎への取組強化
- ・最新設備の導入により、働く環境を整備し、
多様な人財が活躍できる職場を目指す

<小野工場での事業内容について>

- ・既存及び新規顧客製品の製造（業務用・原料用バルフ）
- ・グリーン焙煎による環境配慮型商品の製造スケールアップ
- ・世界市場をターゲットにした食品安全の強化



株主総会会場ご案内図

会 場 シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール

神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号

電 話 078-861-7791 (石光商事本社)



交通のご案内

阪神電車本線「岩屋(兵庫県立美術館前)駅」下車 徒歩約3分
JR神戸線「灘駅」下車 南出口徒歩約5分

※株主総会会場には、国道2号線側の正面玄関をご利用ください。

駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。